

## 第 二 編

平成28年7月10日執行の  
参議院議員通常選挙に  
関する調

# 一 総 括

## 1 選挙長及び同職務代理者並びに選挙分会長及び同職務代理者に関する調

### 選挙区

選挙長 日田市淡窓1丁目4番48号 一木俊廣

職務代理者 大分市錦町2丁目1番29号 山田雅文

### 比例代表

選挙分会長 別府市浜脇1丁目3番3号 宇根谷孝子

職務代理者 大分市津守190番1号 長野栄俊

## 2 事務日程表

〔(選)選挙区 (比)比例代表〕

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
4	27	水	74	○選挙管理委員会(14:00～ 選管室) ○諸用紙の発注	
	28	木	73	○都道府県選管書記長・係長会議 (10:00～ ルポール麹町)	
5	16	月	55	○市町村投・開票オンラインシステム事務説明会 (13:00～ 新館81会議室) ○在外投票用紙等配付	○左記会議のため出県  ○在外投票用紙等受領
	19	木	52	○諸用紙納品	○諸用紙(業者直送分)受領
	25	水	46	○選挙管理委員会(14:00～ 選管室) ○選挙公報打合せ(合同新聞)	○在外投票用紙の事前請求に対して交付できる日
	26	木	45		○ポスター掲示場設置総数の減数協議期限 (法144の2②、執規34の12)
	29	日	42	○点字投票用紙、船員投票用紙印刷	
	30	月	41	○政見放送打合せ(11:00～ 選管室) ○市町村職員選挙事務説明会 (13:00～ 新館51会議室)	○左記会議のため出県
	31	火	40	○大分県明るい選挙推進協議会 (13:30～ 大分センチュリーホテル)	
	6	1	水	39	○国会会期末 ○指定病院等不在者投票事務説明会 (10:00～・13:30～ 正庁ホール)
	2	木	38		○選挙人名簿定時登録
	3	金	37		○ポスター掲示場設置場所の報告期限
	4	土	36	○投票用紙印刷	
	5	日	35	○投票用紙等諸用紙配送	○投票用紙等受領
	6	月	34	○報道関係者との速報打合せ(1回目) (10:30～ 新館81会議室)	
	7	火	33		○公営施設の指定報告期限
	8	水	32	○政党及び立候補予定者説明会 (13:30～ 正庁ホール)	
	9	木	31	○オンラインシステム第1回投・開票速報リハーサル (選管室)	○左記リハーサルに参加
	10	金	30	○オンラインシステム第1回公示日リハーサル (選管室)	○投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げ届出期限 (法40①、取規21)
	14	火	26	○報道関係者との速報打合せ(2回目) (13:30～ 新館81会議室) ○事前審査(選管室) ○選挙公報掲載文事前審査(選管室)	
	15	水	25	○事前審査(選管室) ○選挙公報掲載文事前審査(選管室) ○選挙管理委員会(14:00～ 選管室)	
	16	木	24	○オンラインシステム第2回公示日リハーサル (選管室) ○市町村投・開票職員速報事務研修会 (13:30～ 正庁ホール)	○左記会議のため出県
	17	金	23	○選挙時登録に係る被登録資格決定の基準日等の告示 (法22②、令14②) ○選挙運動用ポスターを掲示することができる日の告示 (法144の2⑤) ○在外選挙人名簿に係る縦覧の期間の告示(法30の7①)	
	19	日	21	○改正公職選挙法(18歳選挙権)施行	○選挙時登録において登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所の告示期限(法23②、取規8) ○在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所の告示期限(法30の7②、取規14)
	21	火	19	○ポスター掲示場設置完了報告受 ○選挙人名簿登録者数の報告受及び集計 ○立候補受付事務課内打合せ(正庁ホール) ○公物物資配布準備	○選挙人名簿登録基準日(法22②) ○選挙人名簿登録日(法22②) ○選挙人名簿登録者数を県委員会に報告(13:00まで) ○選挙人名簿登録者数の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数の告示(自治法74～76、80、81、86、地教法8、合特法4、4の2) ○ポスター掲示場設置完了(午前中)をFAXで県委員会あて報告(13:00まで)(執規34の5③) ○ポスター掲示場設置場所の告示(法144の2④、執規34の5③)

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
6	22	水	18	<p>[告示及び通知等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙期日の公示（法32③）</li> <li>○投票用紙の様式等の告示（法45②）</li> <li>○投票用紙、不在者投票用封筒等に押すべき印の告示</li> <li>○投票用紙等に押すべき印の押印の方法の告示</li> <li>○選挙長（選挙分会長）及び同職務代理者の住所、氏名の告示（法75③、令80、81）</li> <li>○選挙長（選挙分会長）が候補者の届出等に関する事務を行う場所の告示</li> <li>○選挙会（選挙分会）の場所及び日時の告示（法78）</li> <li>○名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示並びに候補者あて通知（法175③、掲規4）</li> <li>○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示及び候補者あて通知（法196）（選）</li> <li>○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等の告示及び候補者あて通知（法197の2①②）（選）</li> <li>○選挙運動用ビラにはる証紙の様式の告示（法142（、執規31の2））（選）</li> <li>○選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示並びに候補者あて通知（法169⑤、執規43）</li> <li>○政見放送の日時の告示（政放規13）</li> <li>○政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時の告示並びに候補者あて通知（法150、政放規14）</li> <li>○選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び3分の1の数の告示（自治法74～76、80、81、86、地教行法8）</li> <li>○名簿届出政党等の名称等を選挙分会長及び市町村選管あて通知（令92⑧）</li> </ul> <p>○名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじの実施（比）（17:50～選管室）（法175）</p> <p>○名簿届出政党等の名称等の掲示を市町村委員会あて送付（メール及びFAX）（比）（法175、掲規3）</p> <p>○期日前投票所・不在者投票記載所に掲示する氏名等掲示の審査（選）</p> <p>[選挙長の告示及び通知等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立候補届出、辞退、死亡等の告示及び県委員会へ報告（法86の4④）</li> <li>○候補者の氏名等を市町村選管並びに候補者の住所地の市町村長及び選管並びに本籍地の市町村長あて通知（令92、取規56）</li> <li>○候補者が辞退、死亡等した場合の市町村選管あて通知（令92⑨）</li> <li>○選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示（法76、62⑥）</li> <li>○開票立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となった時のくじを行う場所及び日時の告示（法76、62⑤）</li> </ul> <p>[選挙分会長の告示]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙分会立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示（法76、62⑥）</li> </ul>	<p>[告示及び通知等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投票管理者・期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任並びにその者の住所、氏名の告示及び選挙長あて告示写しを添え報告（令25、取規19）</li> <li>○開票管理者及び同職務代理者の選任並びにその者の住所、氏名の告示及び選挙長あて告示写しを添え報告（令68、取規40）</li> <li>○不在者投票用紙等の交付場所等の告示</li> <li>○投票所・期日前投票所の告示並びに選挙長及び投票管理者あて通知（法41、取規20）（選・比）</li> <li>○在外投票を行うことができる期日前投票所の指定の告示（令65の13③）</li> <li>○投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法175③ 掲規10）（選）</li> <li>○投票所の開閉時刻の繰上げ、繰下げの告示及び投票管理者あて通知（法40②）（選・比）</li> <li>○開票の場所及び日時の告示並びに選挙長（選挙分会長）及び開票管理者あて通知（法64、取規41）（選・比）</li> <li>○開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示（法62⑥）（選・比）</li> <li>○開票立会人が定まった後、同一の政党等に属することとなった場合のくじを行う場所及び日時</li> <li>○指定投票区を指定し、指定関係投票区を定めた場合の告示及び県委員会へ通知（法37⑦、令26）</li> <li>○投票立会人・期日前投票所の投票立会人の選任及び本人あて通知（法38①）（選・比）</li> <li>○投票立会人の住所、氏名等を投票管理者あて通知（令27）（選・比）</li> <li>○立候補届出に関する通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者あて通知（辞退、死亡、却下等の場合を含む）（令92③⑧⑨）（選）</li> <li>○名簿届出政党等の名称等の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者あて通知（令92②⑤⑥⑧）（比）</li> <li>○候補者が死亡した場合の選挙長あて通知（市町村長）（令92⑧⑨）（選・比）</li> <li>○候補者が被選挙権を喪失した旨の通知を受けた場合の選挙長あて通知（法11③、29①、令92⑧⑨）（選・比）</li> </ul> <p>○投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施（選）（各市町村）（法175）</p> <p>○メール及びFAXで受信した名簿届出政党等の名称等の掲示表の作成（比）</p> <p>○期日前投票所・不在者投票記載所に掲示する氏名等掲示の作成並びに県委員会あて送付（審査受）（午後8:00までに）（選）（法175、掲規8）</p> <p>○個人演説会の開催申出の旨を施設管理者あて通知開始（令115）</p> <p>○個人演説会の開催の可否の旨を市町村選管及び候補者あて通知（施設管理者）（令117①）</p> <p>○個人演説会の施設使用予定表受理（令118）</p> <p>○個人演説会の施設の設備（施設管理者）（令119①）</p> <p>○施設使用料の公表（施設管理者）（令121）</p>

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
6	22	水	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>[各種届出、受理等]</li> <li>○立候補届出受付(一木選挙長)(法86の4①②)</li> <li>○立候補届出辞退期限(選挙長)(法86の4⑩)</li> <li>○選挙立会人(選挙分会立会人)の届出受理開始(選挙長、選挙分会長)(法76、令82)</li> <li>○選挙事務所の設置、異動届出受理開始(法130②)(選・比)</li> <li>○出納責任者の選任、異動及び同職務代理者の届出受理開始(法180③④、182、183)(選)</li> <li>○公営物資の交付</li> <li>○政見放送申込期限(政放規5④)(選)</li> <li>○報酬の支給を受けることができる事務員等の届出受理開始(法197の2⑤、令129③)(選)</li> <li>○政見放送の日時及び放送順序を定めるくじの実施(政放規14)(17:20～選管室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[各種届出、受理等]</li> <li>○開票立会人の届出受理開始(法62①、令69)(選・比)</li> <li>○選挙事務所の設置、異動届出受理開始(法130②、令108)(選・比)</li> <li>○公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始(法163、執規9)(選・比)</li> <li>○公営施設以外の施設使用の個人演説会開始(法161の2)(選・比)</li> <li>○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧(法24①)</li> <li>○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧(法30の8①)</li> <li>○ポスター掲示場に掲示するポスター掲示開始(執規34の7)(選)</li> <li>○投票所入場券の交付開始(令31①)</li> </ul>
	23	木	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙公報掲載文申請期限(法168①、執規38)(選)</li> <li>○選挙公報掲載文の撤回または修正期限(執規42②)(選)</li> <li>○選挙公報掲載政党名等受信(比)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○期日前投票所・不在者投票記載所に氏名等の掲示表を掲示(法175)(選・比)</li> <li>○期日前投票開始(選・比)</li> <li>○不在者投票開始(選・比)</li> <li>○在外投票開始(比)</li> </ul>
	24	金	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじの実施(法169⑤、執規43)</li> <li>(選挙区13:00～、比例代表13:20～選管室)</li> <li>○投票記載所氏名等掲示の審査開始(選)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公営施設使用の個人演説会の開始(法163)</li> <li>○投票記載所氏名等掲示の審査受開始(選)</li> </ul>
	26	日	14	○選挙公報原稿受領予定(10:00～総務省)	
	27	月	13	○選挙公報印刷予定(選・比)	○期日前投票者数(中間報告)(～26日分)を県委員会あて報告(9:30)
	28	火	12	○選挙公報印刷予定(選・比)	
	29	水	11	○選挙公報配布予定(選・比)	○選挙公報を受領、各世帯へ配布開始(法170、執規49)《受領後直ちにの意》
	30	木	10	○オンラインシステム第2回投・開票速報リハーサル(選管室)	○左記リハーサルに参加
7	4	月	6	○期日前投票数の中間報告受及び集計	○期日前投票者数(～3日分)を県委員会あて報告(9:30)
	5	火	5	○市町村職員速報事務打合せ(10:00～正庁ホール)	○左記会議のため出県
	6	水	4	○選挙公報各市町村へ配布期限(執規49)(選・比)	○郵便等による不在者投票用紙、在外投票用紙等の交付請求期限(令59の4①、65の11①)
	7	木	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンラインシステム第3回投・開票速報リハーサル</li> <li>○補充立候補届出期限(法86の4⑤)(選)</li> <li>○選挙立会人(選挙分会立会人)届出期限(法76、62①)(選・比)</li> <li>○投・開票速報本部設営(正庁ホール)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記リハーサルに参加</li> <li>○投票立会人選任及び本人あて通知期限(法38①)(選・比)</li> <li>○投票立会人の氏名等を投票管理者あて通知(令27)</li> <li>○開票立会人届出期限(法62①)(選・比)</li> </ul>
	8	金	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村速報事務リハーサル(正庁ホール)</li> <li>○選挙公報の各世帯配布完了の報告受</li> <li>○選挙立会人(選挙分会立会人)として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(10:00～選管室)(法76、62②④)(選・比)</li> <li>○選挙立会人(選挙分会立会人)が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法76、62⑧)(選・比)</li> <li>○政見放送実施期限(政放規12②)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙公報(選・比)の各世帯配布期限(法170①)</li> <li>○選挙公報の配布を完了した旨確認のうえ報告</li> <li>○開票立会人として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(法62②④)(選・比)</li> <li>○開票立会人が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法62⑧)(選・比)</li> <li>○開票立会人の氏名等を開票管理者あて通知(令70の2①)(選・比)</li> <li>○補充立候補があった場合における投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施(法175③、掲規10)(選)</li> <li>○投票記載所の氏名等掲示表作成完了期限</li> </ul>
	9	土	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙運動終了(法129)</li> <li>○当日有権者概数の報告受及び集計</li> <li>○期日前投票数の報告受及び集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当日有権者概数を県委員会あて報告(13:00まで)</li> <li>○期日前投票者数(～8日分)を県委員会あて報告(9:30)</li> <li>○期日前投票終了、不在者投票終了(選・比)</li> <li>○投票所設備完了(令32、取規22②)</li> <li>○投票記載所の氏名掲示表1部を県委員会あて提出期限(選)</li> <li>○投票所から300m内にある選挙事務所を調査及び県委員会あて報告(14:00まで)(選・比)</li> </ul>

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
7	9	土	1		<p>[投票日前日に当たっての確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不在者投票の各投票所への送致漏れミスに注意</li> <li>○投票所の設備、投票管理者及び事務従事者の職務等周知したか</li> <li>○投票用紙、諸物品等は枚数確認のうえ交付したか</li> <li>○投票の順序、投票用紙の区分について周知したか</li> <li>○選挙人名簿（在外選挙人名簿）（抄本）の整理は十分か</li> </ul>
	10	日	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投票日</li> <li>○開票日</li> <li>○投票所から300m内の選挙事務所閉鎖命令（投票開始まで）（法134①）（選・比）</li> <li>○投票、開票状況の速報受</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙人名簿（抄本）を投票所を開く時刻までに投票管理者あて送付（令28）</li> <li>○在外選挙人名簿（抄本）を投票所を開く時刻までに指定在外投票区の投票管理者あて送付（令65の20）</li> <li>○投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令（投票開始まで）（法134①）（選・比）</li> <li>○投票立会人が2人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知（投票管理者）（法38②）</li> <li>○投票・開票状況（中間、確定）速報（取規22②、49②）</li> </ul> <p>○投票録の作成（法54）（選・比）</p> <p>○開票録の作成（法70）（選・比）</p> <p>[投票管理者に対する確認事項] （投票開始前電話確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投票用紙の交付ミスに注意</li> <li>○立会人、事務従事者は席についたか</li> <li>○投票順序どおり投票用紙を用意したか</li> <li>○投票記載所の氏名掲示表等は掲示されているか（選・比）</li> </ul>
	11	月	-1	○投・開票録等の点検（正庁ホール）	○開票結果報告、投票録、開票録の提出（法66③、令74、取規50）
	12	火	-2	○投・開票録等の点検（正庁ホール）	○開票結果報告、投票録、開票録の提出（法66③、令74、取規50）
	13	水	-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙会(法80①)(9:30～選管室)</li> <li>○選挙分会(法80①) (10:00～選管室)</li> <li>○当選人の住所、氏名、得票数等を県委員会に報告（選挙長）（法101の3①）</li> <li>○当選人に当選の旨の告知及び当選人の住所、氏名の告示（法101の3②）（選）</li> <li>○当選証書の付与（11:30～第6委員会室）（法105①②）</li> </ul>	
	14	木	-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務大臣への報告（法108①）（選）</li> <li>○選挙分会の結果を選挙長に報告（法81①④）</li> </ul>	
	20	水	-10	○選挙管理委員会（14:00～選管室）	
	25	月	-15	○選挙運動費用収支報告書提出期限（法189①）	
8	9	火	-30	○選挙の効力に関する訴訟提起期限（法204）	
	12	金	-33	○当選の効力に関する訴訟提起期限（法208）	

[（選）選挙区 （比）比例代表]

注：本表中の用語の意義

[ 法 ] 公職選挙法

[ 令 ] 公職選挙法施行令

[取 規] 公職選挙事務取扱規程（昭和30年大分県選挙管理委員会告示第3号）

[執 規] 衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程（昭和30年大分県選挙管理委員会告示第4号）

[掲 規] 選挙運動等における掲示等に関する規程（昭30年大分県選挙管理委員会告示第5号）

[政 放 規] 政見放送及び経歴放送実施規程（昭和44年自治省告示第139号）

[自 治 法] 地方自治法

[地 教 行 法] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[合 特 法] 市町村の合併の特例に関する法律

### 3 選挙人名簿登録者数に関する調

#### (1) 総括

	平成28年6月21日における 名簿登録者数 (A)			平成28年6月2日における 名簿登録者数 (B)			増減 (A) - (B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計	441,549	502,407	943,956	430,145	491,583	921,728	11,404	10,824	22,228
町村計	22,932	25,467	48,399	22,335	24,891	47,226	597	576	1,173
県計	464,481	527,874	992,355	452,480	516,474	968,954	12,001	11,400	23,401

#### (2) 市町村別

	平成28年6月21日における 名簿登録者数 (A)			平成28年6月2日における 名簿登録者数 (B)			増減 (A) - (B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市	187,811	208,304	396,115	182,491	203,297	385,788	5,320	5,007	10,327
別府市	44,984	55,169	100,153	43,836	54,083	97,919	1,148	1,086	2,234
中津市	33,304	37,055	70,359	32,406	36,231	68,637	898	824	1,722
日田市	26,760	30,685	57,445	26,100	29,987	56,087	660	698	1,358
佐伯市	29,426	35,116	64,542	28,766	34,462	63,228	660	654	1,314
臼杵市	16,070	18,483	34,553	15,723	18,151	33,874	347	332	679
津久見市	7,641	8,945	16,586	7,481	8,779	16,260	160	166	326
竹田市	9,473	10,954	20,427	9,297	10,785	20,082	176	169	345
豊後高田市	9,326	10,585	19,911	9,106	10,373	19,479	220	212	432
杵築市	12,445	13,737	26,182	12,181	13,472	25,653	264	265	529
宇佐市	22,806	26,213	49,019	22,199	25,716	47,915	607	497	1,104
豊後大野市	15,161	17,845	33,006	14,832	17,501	32,333	329	344	673
由布市	14,061	15,636	29,697	13,750	15,361	29,111	311	275	586
国東市	12,281	13,680	25,961	11,977	13,385	25,362	304	295	599
市計	441,549	502,407	943,956	430,145	491,583	921,728	11,404	10,824	22,228
姫島村	914	1,055	1,969	888	1,047	1,935	26	8	34
日出町	11,212	12,466	23,678	10,918	12,176	23,094	294	290	584
九重町	4,119	4,638	8,757	4,028	4,537	8,565	91	101	192
玖珠町	6,687	7,308	13,995	6,501	7,131	13,632	186	177	363
町村計	22,932	25,467	48,399	22,335	24,891	47,226	597	576	1,173
県計	464,481	527,874	992,355	452,480	516,474	968,954	12,001	11,400	23,401

### 4 在外選挙人名簿登録者数に関する調

#### (1) 総括

	平成28年6月21日における 在外名簿登録者数 (A)			平成28年6月2日における 在外名簿登録者数 (B)			増減 (A) - (B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計	171	290	461	171	290	461	0	0	0
町村計	20	17	37	19	17	36	1	0	1
県計	191	307	498	190	307	497	1	0	1

#### (2) 市町村別

	平成28年6月21日における 在外名簿登録者数 (A)			平成28年6月2日における 在外名簿登録者数 (B)			増減 (A) - (B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市	39	94	133	39	94	133	0	0	0
別府市	16	38	54	16	38	54	0	0	0
中津市	22	23	45	22	23	45	0	0	0
日田市	20	29	49	20	29	49	0	0	0
佐伯市	7	11	18	7	11	18	0	0	0
臼杵市	9	14	23	9	13	22	0	1	1
津久見市	5	7	12	5	8	13	0	△1	△1
竹田市	5	10	15	5	10	15	0	0	0
豊後高田市	5	7	12	5	7	12	0	0	0
杵築市	8	10	18	8	10	18	0	0	0
宇佐市	22	19	41	22	19	41	0	0	0
豊後大野市	5	12	17	5	12	17	0	0	0
由布市	3	6	9	3	6	9	0	0	0
国東市	5	10	15	5	10	15	0	0	0
市計	171	290	461	171	290	461	0	0	0
姫島村	0	1	1	0	1	1	0	0	0
日出町	9	8	17	9	8	17	0	0	0
九重町	3	3	6	3	3	6	0	0	0
玖珠町	8	5	13	7	5	12	1	0	1
町村計	20	17	37	19	17	36	1	0	1
県計	191	307	498	190	307	497	1	0	1